

小千谷市空き家活用のための家財道具等処分支援事業補助金交付要綱

(令和6年3月22日告示第44号)

(趣旨)

第1条 本市は、小千谷市空き家情報バンク制度の活性化を図り、空き家の有効活用による本市への移住・定住を促進するため、空き家の家財道具等を処分する所有者等に対し、予算の範囲内において小千谷市空き家活用のための家財道具等処分支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、小千谷市補助金等交付規則（昭和44年小千谷市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 居住を目的とした家屋のうち、現に居住していない（現に居住しなくなる予定のものを含む。）市内にある一戸建て住宅及び併用住宅で、良好な管理状態にあるものをいう。
- (2) 所有者等 当該空き家に係る所有権又は売却若しくは貸借を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 空き家情報バンク 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者からの申込みにより、当該空き家の情報を登録し、これを認める範囲内で公開する仕組みをいう。
- (4) 補助対象物件 売却若しくは賃貸を目的に空き家情報バンクに登録している空き家又は登録することを予定している空き家をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、空き家の家財道具等を処分する者であって、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 補助対象物件の所有者等である者
- (2) 空き家情報バンクに2年以上継続して登録することが確実と見込まれる者

(3) 市区町村税等を滞納していない者

(4) 小千谷市暴力団排除条例（平成24年小千谷市条例第2号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

(5) 補助対象物件について、過去にこの補助金の交付を受けていない者
（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）

は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 補助対象物件に残存する家財道具等の搬出、処分及び除去

(2) 補助対象物件の清掃

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）

は、補助対象事業に係る経費とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額とし、20万円を上限とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、補助対象事業に着手する前に市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書兼同意書（別記様式）

(2) 補助対象物件の登記事項証明書

(3) 補助対象経費に係る見積書の写し

(4) 補助対象事業に着手する前の状況が分かる写真

(5) 所在する市区町村の納税証明書又は未納のない証明書

(6) 本人確認書類（写真付き身分証明書等）

(7) 申請者が所有者の相続人の場合は、戸籍全部事項証明書等所有者との続柄が確認できるもの

(8) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、規則第6条第1項に規定する補助金等交付決定通知書又は補助金等不交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該申請の内容を変更しようとするときは、規則第5条第2項に規定する補助金等変更（中止・廃止）申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに審査し、補助金の変更を決定したときは、規則第6条第2項に規定する補助金等変更交付決定通知書により、当該交付決定者に通知するものとする。

(実績報告等)

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、規則第9条に規定する補助事業実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (2) 補助対象事業が完了した後の状況が分かる写真
- (3) 振込先口座の情報が確認できる書類（通帳の写し等）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の実績報告書の提出があったときは、必要に応じて現地を調査することができる。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、規則第10条に規定する補助金等確定通知書により、当該交付決定者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、補助金の交付決定後又は交付後において、交付決定者が

次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、補助金の交付が特に不相当であると認められるとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。